

第69回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 令和2年7月30日(木)
午後1時30分から午後3時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第二会議室(11階)

III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会長互選・職務代理者の指名

(2) 国土利用計画審議会の職務概要等について

(3) 宮城県国土利用計画(第六次)中間案について

4 閉 会

○ 配付資料

【資料1】 国土利用計画審議会の職務等について

【資料2】 宮城県国土利用計画(第六次)素案に対する意見について

【資料3】 宮城県国土利用計画(第六次)中間案(概要)

【資料4】 宮城県国土利用計画(第六次)中間案(本文)

【資料5】 利用区分別の規模(面積)の目標値(修正)について

【参考資料1】 県土利用の推移等について

【参考資料2】 目標値と面積値の推移

IV 出席者名簿

1 委員（13名中9名出席）

（敬称略）

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 （工学博士）	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 （工学博士）	出
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授（工学博士）	欠
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授（理学博士）	出
農 業	たけなか ともお 竹中 智夫	前宮城県農業協同組合中央会常務理 事	欠
林 業	ながい たかあき 永井 隆 暁	宮城県森林組合連合会常務理事	出
商 工 業	あいざわ きよの 相澤 きの	宮城県商工会女性部連合会会長	出
社会福祉	あきの りつこ 浅野 律子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 人材育成部長	出
土 地	ささき まり 佐々木 真理	一般社団法人宮城県不動産鑑定士協 会理事	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長（宮城県市長会）	欠
	さくらい こういち 櫻井 公一	松島町長（宮城県町村会）	出
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	欠
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	出

2 事務局

氏 名	職 名
志賀 真幸	震災復興・企画部理事兼次長
多田 佳裕	震災復興・企画部地域復興支援課長
熊谷 香織	震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
叶 光博	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
藤咲 寛	震災復興・企画部地域復興支援課主事
亀谷 里美	震災復興・企画部地域復興支援課主事
船戸 一成	震災復興・企画部地域復興支援課主事

V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の熊谷副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 志賀震災復興・企画部理事兼次長の挨拶を行った。
3. 会長選任までの間、熊谷副参事兼課長補佐が議事の進行を行うこととし、国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により会長の選任を諮ったところ、増田委員が会長に選任された。
4. 増田委員が会長就任の挨拶を行い、同条例第5条第1項の規定により議長となり、同条例第4条第3項の規定に基づき、会長職務代理者に奥村委員を指名し、以後議事の進行を行った。
5. 議事について、多田地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「奥村誠委員」「浅野律子委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

VII 議事録（発言要旨）

増田会長	それでは「(2)国土利用計画審議会の職務概要等」について、事務局から説明願います。
多田課長	(資料1について説明)
増田会長	ご意見やご質問等はございますか。
委員一同	(なし)
増田会長	続きまして、「(3)宮城県国土利用計画(第六次)中間案」について、事務局から御説明願います。
多田課長	(資料2～5について説明)
増田会長	ありがとうございました。細かい数字の動向が理解できないところもありましたが、ご質問等あればお願いします。
永井委員	森林の減少面積について、最近特に太陽光発電施設に開発されていますので、県全体で29km ² 減少した理由はわかります。ただ、資料4の16ページから各区域の面積が書かれており、29km ² の減少のうち県中南部地域が17km ² 減少ということですが、ここに非常に集中しているのは何か確たる理由があるのでしょうか。
多田課長	こちらは県庁内の各担当部署と調整をし、各開発面積等を積み上げて算出しております。中南部地域の具体的な場所は今出てきませんが、具体的な開発計画の積み上げにより求めております。
永井委員	わかりました。
増田会長	他にいかがでしょうか。
櫻井委員	素案に対する意見を各関係機関からいただいておりますが、その対応について回答されていますか。

多田課長	いずれ回答はいたしますが、本日の審議会のご意見も踏まえ、取りまとめた形で回答したいと考えております。
櫻井委員	そうすると、今日の審議会を踏まえて回答する形ですか。
多田課長	はい。
櫻井委員	それから資料5について、1回目の審議会から今日まで、それほど期間が空いていないにもかかわらず面積の変更がありますが、今後は同じような変更はもうないということでしょうか。
多田課長	これまでだいぶ関係部署とやりとりを続けてきましたので、大きな変更はないと思います。ただ、河川などのように災害復旧を進めている部分などもございまして、そういった部分で変わる可能性もあります。実際の具体的な事業計画の変化に応じて変わってくる部分もあると思いますが、今の時点で大きな変更になると見込んでいるものはございません。
櫻井委員	例えば資料5の2ページの冒頭に、設定方法を変更したということが書いてありましたが、今後そういうことはないということよろしいですか。
多田課長	はい。大変申し訳ございませんでした。関係部署と調整する中で気が付いたことなどもありまして、こういった形で整理させていただきました。今回のような変更は今後ないだろうと考えております。
櫻井委員	わかりました。
増田会長	<p>今の話に関係しますが、例えば資料4の17ページの下から3行目、684km²が斜線で消され520km²となっているように、かなり数字が大きく動いているところがあります。算定の見直しか、二重計上か、集計漏れか、何か理由があって数字が大きく動いていると思いますので、もう一度数字の動きについて精査していただき、この中間案である程度固めて、最終案では動かない数字で見せて欲しいと思います。</p> <p>ですが、一方で震災復興事業において色々な地目に色々な事業が割付いていて、どの地目の土地がどう変わったのかという把握がかなり難しかった面もあってこのようになっている気もしますので、ぜひもう一度チェックをお願いしたいと思います。</p>

多田課長	<p>大変申し訳ございませんでした。再度、間違いのないようにチェックしたいと思います。</p>
増田会長	<p>色々説明していただきましたが、おそらく、さっきもお話したように震災復興の事業があり、現行第五次計画ができた直後に緊急の修正をかけていますが、そこから10年経って、色々なインフラ整備、高台移転、ほ場整備などが終結へと向かっています。この10年間の復興事業の土地利用転換の全体像を見ると、今回の計画が引用されると思いますので、もし可能でしたら復興事業の部分をもう少し説明できるような資料が別途あると、震災復興が県土構造にどう影響を与えたのかという後々の検討に資するのではないかと思います。</p> <p>また、工業用地の転換途上若干残っているということですので、そういう課題も含めて、総括まではいきませんが、土地利用転換という数字上から見てどういう結果になったのかわかるような附属資料があると、大変今後の役に立つのではないかと思います。</p> <p>もう一度この作業を10年後にやるとなると、色々な資料が散逸してしまっていて、積み上げることがかなり難しくなると思いますので、ここできっちりまとめておく必要があるのではないかと思います。</p>
多田課長	<p>今回資料5で、例えば震災による農地減少面積、復旧面積を載せておりますが、更にわかりやすい形で、附属資料として整理するよう検討していきたいと思います。</p>
増田会長	<p>地域区分が北東部地域など、かなりまとめられています。津波被災による高台移転は、かなり沿岸部の限られたバンド状のところできているので、可能でしたらもう少し地域区分がわかる別表みたいなものがあるとありがたいと思います。</p>
多田課長	<p>それについても検討させていただきたいと思います。</p>
奥村委員	<p>計画の範囲を超えた話もありますが、まず超えない話からします。資料4の21ページから22ページにかけて記載されている「複合的な施策の推進と県土の選択的利用」について伺います。「選択的利用」というのは一体どういう意図なのかがよくわかりません。「選択的利用」という用語は日頃使われているのでしょうか。何をすることが選択的利用になって、何をしないことが選択的でないのかというのがよくわかりません。お答えいただきたいと思います。</p> <p>それと、大きい話ですが、前の計画やこの資料を見るとものすごく気持ち悪いところがあります。この計画における目標値は、結局のところ、現在までこうなっているから今後このトレンドが基本的に続く、或いは、現在予定されている転換が続くとこのくらい</p>

になるだろう、ということを言っています。つまりは、このくらいにした方がいいとか、このくらいに抑えなければならない、という価値判断が全く入っていないように見えます。

一般県民が「計画」という言葉を聞くと、何かの目的を達成するためにこのように持っていきたいということを表しているものだと考えます。ですので、目的の達成度を表す値のことを「目標値」と呼んでいるものだと思っていました。ですが、この計画の中では価値判断をあまり含んでいないので、多分そうなるだろう、という目安として表示する値の目標値でしかありません。

それを一生懸命計算して表示することにどれだけ意味があるのか、だんだんわからなくなってきています。この計画では、「計画を立ててこのようにしたい」と言っているのか、それとも、例えばものすごく大変な災害のようなことが起きたら、その変化をチェックするために基準とする数値として「大体このくらいになる」という数値を用意して公開しておくという意味なのか、そこがよくわかりません。

先ほどの説明にありましたように、この制度ができ上がった時が昭和49年で、その頃は人口が伸びてどんどん開発する圧力が加わる一方、開発が進まないために地価が上がるという状況の元で、どのくらいインフラ等を作りながらそれに合わせて開発を行っていくかを進捗管理するために、このような目標値にも意味がありました。果たして今の時代にこういう作り方をして面積を出すことに意味があるのでしょうか。

面積の出し方についても、実態の把握自体がだんだん難しくなっています。一生懸命計算をして積み上げていただいているのですが、かけている労力に比べてそれがどう使われるのかがはっきりしなくなってきている感じがしてしょうがないです。ただ、法律上計算することが決まっているので、これはこれで置いておき、あまり細かい数字を出すことはやめて、本当はどういうことをこれから考えていくべきか、ということを議論しないといけない時期に来ているのではないかと感じています。ただ、それに合わせて今回の計画案を書き換えてくださいというつもりはありません。もう中間案まで来てしまっていますから、どちらかというと、この結果は淡々と出していただいた方がいいような気がします。

多田課長

ありがとうございます。まず、質問1つ目で「選択的利用」についてご質問がございました。これは国の考え方でもありますが、人口減少により県土全体の管理水準が落ちてくる危険性がある中で適切に管理していくために、例えば、荒廃農地は農地として再生するのか、植林という形で使うのか、或いは自然に戻していくのかなど、特性に応じ、選択して考えていくということです。その中で、いかに管理水準を落とさないか、荒廃を防ぐか、というところが人口減少の中で今後課題になると思います。そういう意味合いで、いかに適切な選択をして利用していくのかという書き方をしておりました。

<p>奥村委員</p>	<p>後段の話は非常に重い話で、確かに国土利用計画の制度は、元々国土の乱開発を防止し、限られた国土が適切に利用されるように開発を抑制するといった形で始まっている計画です。</p> <p>今の情勢ですと、今回の中間案はこれまでのような国土の均衡ある発展的な考え方よりも、人口減少をテーマにしています。人が減って途中で、いかに有効に県土の管理水準を落とさず、荒廃化させないで管理していくかという視点を意識して作っております。</p> <p>面積目標について、目標として定めているのか、或いは自然にこうなるだろうとして積み上げているのかわかりにくい、といったご指摘もありましたが、ある意味、両方と言えば両方で、農業や土木等それぞれの部門の計画を今後の見通しとして積み上げている部分もあります。それも一つの目標でもあり、全然まとまりのない数値を描いているのではなく、具体的にある程度の見通しが立った数字でもあり、両面の意味をもっているものであると思います。</p> <p>全く計画がない状態で県が目指すべき数字を積み上げるというのも現実的ではないため、具体の計画を踏まえ、それぞれの部門で将来的にこうなっていきたいということも踏まえた積み上げの面積であるということをご理解いただければと思っております。いずれもご指摘は非常に重いところですので、国土利用計画のあり方を踏まえて、更に検討していかなければいけないと考えております。</p> <p>長期的な課題だと思しますので、次回10年後に考えないといけないのかもしれない。ついでなので発言しておきますが、「土地利用」という考え方が多分もう古いのかもしれない。というのは、ここでの「土地利用」とは、所有関係に着目して、ある一つの使い方を実現するために所有権を買った人が存在する土地なのか、或いは経済的にあまり価値を生み出さない形の未利用地なのかで分類されています。つまり、経済的な機能だけに着目して土地利用が定義されていますが、例えば、森林の水源の涵養或いは防災上の役割など、多様な機能を誰がどのように支えるのか、ということまで考えられているわけではありません。</p> <p>これから人口が減ってきて、全体の面積の中で経済的に利用される面積が減ってくるとすると、この目標値は、今使われている面積を積み上げても意味がありません。例えばこの機能を果たせるような状態に管理されている面積はこのぐらい欲しい、雨が降ったとき植生がちゃんと保たれているような地域はこのぐらい欲しいなど、色々な機能から見て、県土のこのぐらいはこういう形であって欲しい、というのが先にあって、そして実際の県土の状態をそれにどうやって近づけていくかを考えるというような考え方になっていないといけません。やはり、こういうことでありたいという「目的」という数字を出さないと、ダメな気がします。今のように、個別の経済利用の関係でこれだけ変わってくるというものを足し合わせても、望ましい土地利用にならない時代</p>
-------------	---

	<p>になってきたという感じがあります。今回はいいですが、そろそろそういうことも考えていけないといけない時期にきたと思います。</p>
<p>多田課長</p>	<p>大変ありがとうございます。ご指摘のとおりでございます。例えば森林の管理につきましても、林業政策には経済的な面もあるでしょうし、最近注目されている防災機能という意味合いや、水源、自然環境、その他様々の機能的なところがあると思います。そういったところも複合的な視点で見えていく必要があると思います。確かに現状でそういった形の面積・規模の区分けはできていませんが、今後の研究課題として重く受け止めさせていただきたいと思います。</p>
<p>叶班長</p>	<p>補足をさせていただきます。森林の機能の面で言いますと、森林の持つ環境保全の機能がございます。一方で、二酸化炭素を出さずにエネルギーを生み出す太陽光発電施設を開発しており、この2つがバッティングしています。環境保護の観点からは同じ視点で見っていますが、土地利用でいうと競合しており、その調整をどうするかということがございました。風力発電の話にも関わります。</p> <p>この間、どのような形でそういった計画の調整がされているかということ調べておりましたが、例えば二酸化炭素の排出量収支だけでいいますと、計算上はやはり太陽光パネルを設置した方が有利になってしまいます。森林の機能をかなり多く見積もっても、太陽光パネルの方が二酸化炭素の削減が大きいという試算になっています。それが、太陽光発電所施設の計画を認める根拠になっているからです。二酸化炭素排出量収支だけを指標にするのではなく、それとは異なる視点で、土砂災害の防止などの指標を比較に上げなければなりません。通常リスクを比較する場合は同じような指標・指数を使わなければいけない中で、異なる視点の指標をどう取り入れていくか、質の違うものをどのように比較するか、ということも検討して参りましたが、なかなか答えが難しいです。</p> <p>ここが明らかにならないと進めない分野ということになりますので、今後の検討の視点として入れております。それも踏まえ、例えばこれから開発されていく森林の66km²中15km²が太陽光発電施設の開発で、森林開発全体の4分の1程度となります。こういった政策や二酸化炭素削減のために再生可能エネルギー施設を作るという目標を達成するため、森林はこのぐらい減るといような関係性は、実はこの国土利用計画でしか読めないところ。個別の分野で政策目標としてターゲットにした結果、一方でこの分野ではどうなのかという部分では、この計画でしか見られないという部分もございますので、更にわかりやすくするような工夫も検討していきたいと考えています。</p> <p>土地利用基本計画は、もう少し細かく各地目に即した形で作るものなので、そこに記載できないか等も含め、検討していきたいと思っております。</p>

齊藤委員

今の話に関連してですが、一つ目は太陽光発電施設と森林の保全の問題に関して、この審議会でも繰り返し同じような案件が出てきて、両者が二項対立のような形で扱われてきましたが、私は本来そうあるべきではなく、どちらも同時に行われなければいけないと思っています。

特に二酸化炭素の排出削減に関しては、国が大きな目標を掲げていて、県或いは市町村で削減計画に取り組んでいます。非常に正念場といますか、この先10年パリ協定の目標達成のために本腰を入れなければいけないというところなので、これらが対立しないようにするべきだと思っています。もちろん、この問題は民間の事業者の計画にかなり依存しているところが大きいので、県として直接コントロールできるというところではないと思います。ですが、2つの施策が対立せず両立するためには、資源エネルギーを使った発電ができる地域の条件を決めて誘導するなど、県として戦略的な資源エネルギーの導入に関わるような土地利用の計画を持つべきだと思っています。毎回、「せっかく森林があるところにどうしてそんなものを作るのか」という議論になるのはおかしいと思います。どのようにするかは難しいですが、土地利用基本計画の場において、2つの目的を両立できるような開発場所を確保することができるという点など前々から思っていました。

先ほど奥村委員がおっしゃったことは私も皆さんも同じ思いなのかと思います。私は県や市の環境アセスメントや審議会に関わっている時期が長いのですが、アセスメントの場で新しい案件が出てきても、審議会の中で許されているプロセスの中でしか審議はできないので、結局、毎回いいか悪いか、ここを直せばいいのではないかと、という審議をするだけに終わります。誰が全体の中でデザインしていくのか、全体としてどうあるべきなのか、要するに総量規制みたいなものはありません。総量の規制、ランドデザインみたいなものをどこが作るのかという話になると、それは上位計画である国土利用計画だという話になるので、やはりこの国土利用計画は、すごく大きい意味を持つものだと思っていました。実際にこの審議の過程に関わってみると、入り組んだ土地利用システムや法律規制をそれぞれの自治体で扱っており、非常に複雑な体系の中での積み上げになってきていることがよく理解できました。しかし、傍目からは「目標値が掲げられているのだから、そこに誘導するような政策が戦略的に打たれているだろうな」、というように見えてしまっています。しかし実際はそうではないところもあるというのが悩ましいと思っていました。

そう考えると、この書きぶりも今回は直せないのかもしれませんが、本文の前半で土地利用の基本方針があつて、そのあとに目標値がありますが、やはり乖離があるということですね。先ほどの話だと、目標値は各部署それぞれの設計や計画、施策があつて、最終的に積み上げているというお話でした。やはりその間のつながりが見えないので、目標値というものがどういう意味を持っているものなのか、基本方針との関係性をもう少し整理された方が県民的にはわかりやすいと思います。

もう一つ、やはり目標値を見ている、非常に大きな影響を与えてきたのが東日本大震災で、それによってすべてが変わってしまったこと。それから、現在の状況を見ても、台風の影響も比較的大きいということがわかります。15ページの規模の目標の表の上に、「以下の数字については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである」という一文もありますが、ここでの目標値というのは、今のところのトレンドを推計していくこのようになります、というもので、ここには経済社会と書いてありますが、やはりその時その時の自然災害など予期できないようなファクターが大きく働いてくるのではないかと思います。もう少し「要するにプラスマイナスがかなりあります」、という形で理解されるようにした方がいいのではないかと思います。すごく細かく数値が示されているばかりに、実際がこれと違うと問題があるのかと思いますし、この審議会の場でもそうで、他の人達もこの数値を見たときに考えてしまうと思います。大体はこうで、色々なことがあって変わってくる可能性があるもの、ということがもう少し示されているといいかなと思います。

叶班長

ありがとうございます。ご回答になるかどうかは不明ですが、森林の関係につきましては、二酸化炭素の吸収機能がどのように担保されるべきかという部分を検討しました。より重要なのは、現在のステージだと開発面積を減らすということよりも、おそらく再造林になります。伐期が到来した木は伐りますし、成長しきった木はあまり二酸化炭素を吸収しません。適切な伐採は、利用を進めた上で再度造林して、若い木が育つと二酸化炭素をたくさん吸収するということになりますので、そういった形で、質の部分で対応していくべきものであろうという整理をしております。文章の中では表現しきれず、どうしても面積ベースになりますので、森林の質の部分で森林経営管理法に基づき云々という法制度の話としてしか書いていないですが、ターゲットとしているのはそういう部分になります。林齢や樹種構成のようなどころも少し押さえている部分で造林を計画的に進め、利用を進める、そのサイクルの中で森林を育てると二酸化炭素吸収量は一定程度保てるというような形で進めるべきもので、必ずしも二項対立ではないということになります。他方、造林に適している土地に太陽光発電施設を全く建設しないのかという、そこのコントロールはできません。そこは難しいので、造林計画でなるべく森林が確保できるよう若い木を育てられるようなところ、良好な森林を形成できるところで対応していく性格のものであろうという形で整理をしました。

それから、面積目標に関しましては、やはりどうしてもシミュレーション的な意味合いになってしまっており、乖離が非常に生じる可能性が高いです。新型コロナの関係がどれぐらい影響するかということも実は相当考えました。都市に集まるというのはよろしくないということで、どこまでそれが解消されるのかということのを少しだけ織り込んでいますが、シミュレーションは相当しました。ただ、やはり書き込めない部分、ま

だ見えない部分もございます。当然そういうことも踏まえまして、不確定要素が大きい
です。

総量規制的な考え方について、例えばゴルフ場面積は、かつて総量規制をかけて
いたことがあったので、県でそういった考え方がなかったわけではないのですが、
開発がどんどん進んでいくバブルの頃のような状況ではないので、これからは質の
部分、管理水準を保つ・上げる、というようなことを土地基本法でも明確にしました。
所有者の責任という形で書き込んでいます。私有権の制限にどこまで行政が踏み込
むのか、という話になってきますので、こういった計画では、特に構想段階のものは
書きづらいです。本気で私有権の制限をやるのであれば、法制度や条例によって規
制をかけるという選択をし、それを県民に問うて議会等で議論して行う、というステー
ジに立ってきます。そのような制限が妥当な場面なのかどうかを含めた検討が必要な
ので、今回お示した面積がほぼ最終に近いものだと思いますが、これで本当にいい
のかという検討の中で、上乘せ規制なのか横出し規制なのか、現在の法体系にな
い規制をかけるという選択をすべきなのかを含めて、検討課題になってくる可能性は
あります。

しかし、積極的にこちらの部局から提案するためには相当のことがないと非常に難
しいです。これは財産権の制限になり、基本的人権の制限に携わる部分が非常にセ
ンシティブな土地利用問題ですので、そこに手をかけるべきかどうかというのは、かな
り慎重な判断が求められるところです。常にそれを念頭に置きながら検討を進めてい
きたいと思います。

例えば、災害危険区域から安全な場所に移動してもらおうということも、おそらく皆さ
んの念頭はかなり具体化されてきていると思いますが、やはり私有地の問題で個人
の選択でもありますので、現在の法制度体系だとすごく難しいです。今現在も、津波
被災地に住んでいる方もいらっしゃいます。そのぐらい厳しいということです。県の内
部では、そこまで変えるには、土地の私有制度に手をかけるステージの議論が必要
だと考えておりますが、国の動向としては、ちらほら議論の中では出てきますが、お
そらく今後10年ほどかけて考えていくべきものだと思います。土地の私有制度と管
理の問題をどこまで責任を持ってもらうのか、管理しきれない場合にはどうするのか、
経済的利用ではないあり方を誰がどこまで保証するのかという部分にここ数年でよう
やく焦点が当たってきたところですので、引き続き国の動向と県民の意見、これから
パブリックコメントも行いますが、そういったところも踏まえて、検討課題と認識してお
りますので、引き続き課題として掲げたいと考えております。

増田会長

事務局でどういう作業が行われるのか、表に出てきていないということもあります
が、19ページ以降の5のところ、こういうことを行わなければいけないということにつ
いて、色々な思いが数行ずつ書き込まれています。ここから先なにをしなければいけ

	<p>ないかというヒントはここに書かれていると思いますが、実際の計画や土地利用調整の仕組みにたどり着くまで時間がかかりそうだなという気もします。</p> <p>ただ気になるのが、人口や世帯数が県全体の数字だけですので、本当を言えば、例えば色々な災害に関するハザードマップと照らし合わせてみて欲しいです。危ないところに住んでいる人々がこの10年増えているのか減っているのかということがよく分かりません。宮城県の土地利用が進んでいく中で、危ないところに住んでいる人がどうなっているのか、今回のように見方が変わって洪水氾濫区域が拡大されるような懸念もあります。一方で、色々なインフラ整備によって堤防が高くなってきて、以前よりは安全になっているなど色々な要因が加わっています。安全安心な国土で言うと、この10年で土地利用上どういう現状になったのかがもう少しわかると、その線でもっと基盤整備をやっていけばいいとか、それともそれだけではなかなか追いつかないので人々が移転するようなインセンティブな制度の方が必要ではないかということなど、次の段階の判断につなげて行けるような気がします。ですので、そのような情報が出てくるようなシステムをこの国土利用計画と連動しておきたいと思っています。</p> <p>毎回、ここでどの地域がどう開発されましたということも地図にしているのですが、10年、20年経つてくると、どこにどのように開発が進んで、それが抑制すべきだったのか、促進すべきだったのかというのが評価でき、計画として良かったか悪かったかということがだんだんできるようになっていくと思います。ですので、次期の課題としてそういうことが把握できる体制を第七次計画に向かって整理しましょうというものが欲しいなと個人的に感じています。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>土砂災害が今結構起きており、県で土砂災害警戒区域を出して地方に説明していますよね。今増田会長がおっしゃったことに関しては、この10年間で津波被災地は当然指定されていますが、土砂災害については、県で関係部局が調査されて地域に説明しているので、そういった面でこれは違った計画です。土砂災害警戒区域に指定されたところについては新しい家は建てられないなど、色々な規制がかかっているから、そういった土地利用を考えなくてはならないと思います。</p>
<p>多田課長</p>	<p>ありがとうございます。基本的に、国土利用計画の中でも安全安心を実現する県土利用ということで、防災のためのハード事業はそうですが、土地利用という観点から、ハザードマップ的な、危険なところからなるべく離れるといった、防災上の適切な土地利用も視点として考えるべきだと思います。また、それぞれの部局で様々なデータを持っていると思います。一方で、県でも国の国土強靱化計画に沿って、宮城県としての国土強靱化地域計画を作っていますので、主にそちらで様々なことに取り組んでいくと思います。国土利用計画の方でそういった視点としてはもちろん強く打ち出したいと思いますが、具体的な取り入れ方としてどこまで書けるかということが</p>

<p>相澤委員</p>	<p>課題だと思えます。一方で、繰り返しますが国土強靱化地域計画では、そのような視点で打ち出していくことになると思えます。</p> <p>18ページの水面・河川・水路の面積が53km²から96km²に訂正されています。一級河川である阿武隈川のところを毎日通勤していますが、車から下の方を見下ろしますと、だんだん川幅が広がっているように見える所があり、大変心配しています。津波の時は上流まで波が来ましたから、だいぶ削られて川幅が広がっています。</p> <p>また、令和元年東日本台風、それから昨夜の大雨でだいぶ削り取られて水面が増幅していますが、この18ページの水面・河川・水路の面積は、こうした水面の面積そのものが増えたものでしょうか。宮城県全体としてこのような影響が様々な場所にあるのではないかと思います。</p>
<p>叶班長</p>	<p>河川に関しましては、水面・河川・水路という書き方をしておりますが、河川に含まれる面積は堤防の市街地の側の一番下までなので、堤防自体を含め、水面以外の陸地部分も含んでおります。そこまでを機能的な河川として見ているので、堤防が上がっていく部分からはもともと河川の面積に含まれています。したがって、堤防の中で実際の流水面の面積が増えるか減るかについての面積は出てきません。</p> <p>そして、前回は指摘がございましたが、河川については特に豪雨災害が多いということをお話しすると、川がなるべく速く水を流してもらおうということが重要で、浚渫(しゅんせつ)が重要になってくるので本文に記述を入れております。河川の面積は変わりませんが、速く流して溢れないように、災害が起きないようにするという部分で載せております。実際担当部局の方で色々計画しており、県の中部にあります吉田川では、河川の線形自体を変えるような工事もしておりまして、このようなところに関しては若干面積が変わったりします。必ずしも拡幅とか水面の面積だけが増えるというわけではなく、例えば浚渫をして平時に流れる水面の高さがちゃんと下がるように、そこで保てるようにするというのをこれからやっていきますので、河川の面積には現れない部分で対応させていただくようなところがおそらく今後10年間で増えていくと考えております。</p>
<p>増田会長</p>	<p>河川の面積は、基本的には延長×幅員ですよね。平方キロメートルで示されてもあまりイメージが湧かないですね。おそらく事務局の方で色々考えて作業されて、なかなか文章にしづらいところもあり悩まれているのが今の話でよくわかります。どのように落とし込んでいけばいいですかね。</p>
<p>奥村委員</p>	<p>先ほどの話で、民有地・私有地の制限は、行政として相当難しいということもよくわかります。しかし、実際できるかどうかは別にして、我々はこうしたい、という方向性を</p>

	<p>誰かが示さないとい何も進みません。個々の土地をその人たちが売買したり、或いは売買して新しいところに移るときに、県はこのように考えている、或いは今の時代はこういうことが大事だと思っている、ということを伝えておかないといけません。それが現在の制度に自動的にくっついてダイレクトにできることだけに絞って書けばいいというわけではなくて、できればこうしたいというメッセージを計画として書いた方がいいのではないかと思います。現在の中間案は、色々悩んだ末、これは実効性があまりなさそうだから今回は書かない、という方向で削ぎ落とされて残ったものなのだと思いますが、今後は、もう少しこのようにしたいという文章が残ってもいいのではないかと、積極的に書いてもいいのではないかと思います。</p>
<p>増田会長</p>	<p>例えば、今回の現地再建や高台移転、集落再編の話も、おそらく人口が減っていつて維持できなくなっているというのが何となく見えました。震災前に暮らし方の提案みたいなもの、例えば高台移転としてここを使用したらいいねとか、ここを維持することはできないから複数の集落を集めてもう少し下に置いてそこで集落を維持しよう、とかそういう話ができているれば、もう少し別の復興のパターンがあり得た地域もあるのではないかなと思います。この計画だとトータルの面積になってしまいますが、特に中山間地域で言えば、どのように集落改変していつて、居住地と自然に分けるようなところと、農地とどう組み合わせでこの地域はやっていくのか、という話が始まって、こういう計画の基礎となっていく、というような、これからの土地利用計画だと思います。そういう話と連動できる県の計画があるといいいかなという気がしました。</p>
<p>多田課長</p>	<p>ありがとうございます。私有地の話を先ほどいただきましたが、今回の次期計画の中で盛り込んでいる視点はございます。</p> <p>例えば多様な主体と連携した県土利用について、今土地管理は基本的に土地所有者の責任において管理するというのが原則だと思います。ただ、国でも土地所有者以外の地域の住民、行政、或いは民間団体等が関与する形の土地の管理を後押しするような施策を、例えば森林関係、或いは所有者不明土地問題の関係で打ち出しております。ですので、次期計画でも多様な主体と連携した県土利用ということを書き出しております。</p> <p>先ほども話題になりました県土の選択的利用という意味でも、人口が減少していく中でどのような形でまとめて利活用するのか、或いは、ある意味粗放的な管理に任せるのか、そういった中での安全や経済性などの様々な観点も含めて、選択的な利用を様々な施策の観点から検討していこうという部分の視点・方向性としては書き込んでいるつもりです。中山間地域でもあるかもしれませんが、そういった視点も取り入れているということをご説明しておきたいと思ひます。</p>

増田会長	意見をいただいていない方もいますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(特になし)
増田会長	何が決まったということもありませんが、ただ、もう少し将来に生き残せるようなことをしつつ、最終案に向けての作業を進めていきたいと思います。それでは、今日の議事は以上でよろしいでしょうか。この後、資料を再確認して何かご質問やご意見があれば事務局の方に言っていただき、最終案に反映させるようにしていただきたいと思います。それでは、事務局にお戻しします。
熊谷副参事	それでは、今後のスケジュールについて、事務局の方から説明いたします。
叶班長	スケジュールについてですが、この後、本日の議事概要をまとめ、ご意見を反映した形で最終案の作成作業に入る流れになります。その間に、各関係者への意見聴取も行います。あわせて、パブリックコメントで県民の皆様にご意見を伺うことも10月頃に考えております。おそらく9月議会になると思いますが、県議会に今回ご審議いただいた状況を報告する予定です。それを踏まえましての最終案作成となります。次回の審議会につきましては、1月下旬頃を予定しております。ここで最終案をご議論いただくことになっております。その流れで成案を作成し、2月の県議会に提案することを考えております。
熊谷副参事	それでは、以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。